

- 社会福祉法人の所轄庁は、平成28年4月から次のとおりとなっています。
- (1) 主たる事務所が市にあり、法人の行う事業が当該市の区域をこえない法人：当該市の所轄
- (2) 主たる事務所が熊本市にあり、法人の行う事業が県内の二以上の市町村の区域にまたがる法人：熊本市の所轄
- (3) (1)・(2)以外の社会福祉法人：県の所轄
- 熊本県が所轄する社会福祉法人の定款変更申請書、基本財産処分承認申請書、基本財産担保承認申請書、現況報告書等の提出先は次のとおりです。

番号	社会福祉法人の種別	担当課	電話番号
①	高齢者施設 に法人本部がある社会福祉法人	法人本部の所在地を管轄する <u>各広域本部福祉課</u> (宇城及び上益城は地域振興局)	別紙
		※ただし、熊本市又は県外でも事業を実施している法人は <u>高齢者支援課</u>	096-333-2217
②	障害者(児)施設 に法人本部がある社会福祉法人	法人本部の所在地を管轄する <u>各広域本部福祉課</u> (宇城及び上益城は地域振興局)	別紙
		※ただし、熊本市又は県外でも事業を実施している法人は <u>障がい者支援課</u>	096-333-2236
③	保育所又は認定こども園 に法人本部がある社会福祉法人	法人本部の所在地を管轄する <u>各広域本部福祉課</u> (宇城及び上益城は地域振興局)	別紙
		※ただし、熊本市又は県外でも事業を実施している法人は <u>子ども未来課</u>	096-333-2227
④	児童福祉施設 (保育所及び障害児施設を除く) に法人本部がある社会福祉法人	<u>子ども家庭福祉課</u>	096-333-2228
⑤	救護施設 に法人本部がある社会福祉法人	<u>社会福祉課</u>	096-333-2198
⑥	町村社会福祉協議会	法人本部の所在地を管轄する <u>各広域本部福祉課</u> (宇城及び上益城は地域振興局)	別紙

(別紙)

圏域	担当課		電話番号
玉名	県北広域本部	福祉課	0968－25－0689
鹿本			
菊池			
阿蘇			
八代	県南広域本部	福祉課	0965－33－8756
芦北			
球磨			
天草	天草広域本部	福祉課	0969－22－4241
宇城	宇城地域振興局	総務福祉課	0964－32－0517
上益城	上益城地域振興局	福祉課	096－282－0215